

富山地方鉄道鉄道線再構築検討会 設置要綱

1 目的

富山地方鉄道鉄道線について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第9号に定める鉄道事業再構築事業（以下「再構築事業」という。）の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会は、富山地方鉄道鉄道線再構築検討会（以下「検討会」という。）と称する。

3 検討事項

富山地方鉄道鉄道線の再構築事業について検討する。

4 検討会の構成及び運営

- (1) 検討会は、別表1に掲げる委員、専門委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）により構成する。
- (2) 会長は、富山県知事をもって充てる。
- (3) 検討会は、会長が招集する。
- (4) 会長は、検討会を代表し、検討会の会務を総理する。
- (5) 検討会の下に路線毎の部会（以下「部会」という。）を置く。
- (6) 会長は、必要に応じ、検討会の下に作業チームを置くことができる。
- (7) 委員等は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- (8) 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、会議への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。
- (9) その他、検討会の運営に必要な事項は、会長が定めるところによる。

5 部会の構成及び運営

- (1) 部会は、本線部会、立山線部会、不二越上滝線部会とする。
- (2) 部会は、別表2に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。
- (3) 本線部会の部会長は、富山県知事をもって充てる。
- (4) 立山線部会の部会長は、立山町長をもって充てる。
- (5) 不二越上滝線部会の部会長は、富山市長をもって充てる。
- (6) 各部会は、部会長が招集する。
- (7) 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
- (8) 部会長は、必要に応じ、部会の下に作業チームを置くことができる。
- (9) 委員及びオブザーバーは、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- (10) 部会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対

して、会議への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。

(11) 部会での検討結果は、検討会において報告するものとする。

(12) その他、部会の運営に必要な事項は、部会長が定めるところによる。

6 議事・資料等の扱い

(1) 検討会及び部会の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の委員の賛成をもって決することとし、可否同数の場合は検討会においては会長、部会においては部会長の決するところによるものとする。

(2) 検討会及び部会は、原則として公開とする。ただし、一部又は全部を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる検討については、その限りにおいて非公開で行うものとする。

7 庶務

(1) 検討会及び本線部会の庶務は、富山県交通政策局広域交通・新幹線政策課が行う。

(2) 立山線部会の庶務は、立山町企画政策課が行う。

(3) 不二越上滝線部会の庶務は、富山市活力都市創造部交通政策課が行う。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別表 1

委員	富山県知事
	富山市長
	魚津市長
	滑川市長
	黒部市長
	舟橋村長
	上市町長
	立山町長
	富山地方鉄道株式会社代表取締役社長
専門委員	関西大学経済学部教授 宇都宮 浄人
	富山大学都市デザイン学部教授 本田 豊
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長

別表 2

本線	委員	富山県知事
		富山市長
		魚津市長
		滑川市長
		黒部市長
		舟橋村長
		上市町長
		立山町長
		富山地方鉄道株式会社代表取締役社長
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長	
立山線	委員	富山県知事
		富山市長
		立山町長
		富山地方鉄道株式会社代表取締役社長
オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長	
不二越 上滝線	委員	富山県知事
		富山市長
		立山町長
		富山地方鉄道株式会社代表取締役社長
	オブザーバー	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長